

税務署長 殿

提出者

住所

氏名又は名称

印

経営の改善のための計画提出書

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、
経営の改善のための計画を提出します。

記

酒類小売販売場の名称及び所在地

(備考)

- 1 酒類小売業者に係る酒類小売販売場が一の税務署の管轄区域内に複数あり、かつ、当該酒類小売販売場に係る計画の内容がそれぞれ明らかにされていることから、一括して提出する場合には、酒類小売販売場の名称及び所在地について、付表 1 に記載して提出する。
- 2 酒類小売業者が共同で経営の改善のための計画を作成した場合において、提出者には代表者の氏名又は名称及び住所、酒類小売販売場の名称及び所在地には代表者の酒類小売販売場の名称及び所在地を記載する。また、酒類小売販売場の所轄税務署の管轄区域内の酒類小売業者について、付表 2 に記載して提出する。
- 3 上記の 1 ~ 2 は、経営革新計画に係る承認書及び同承認に係る経営革新計画の写しを提出する場合について同じ。

販 売 場 名 簿

販売場の名称及び所在地	
1	(名称)
	(所在地) 〒
2	(名称)
	(所在地) 〒
3	(名称)
	(所在地) 〒
4	(名称)
	(所在地) 〒
5	(名称)
	(所在地) 〒
6	(名称)
	(所在地) 〒
7	(名称)
	(所在地) 〒
8	(名称)
	(所在地) 〒

経営改善計画の受理・審査チェック表

確認、審査を了した事項については、 にレ点を付す。

1 受理にあたっての確認事項

以下の記載項目に記入漏れがないかどうか。

提出者の氏名又は名称及び住所並びに酒類小売販売場の名称及び所在地

提出者の販売場の所在地が、自署の管轄区域内であるかどうか（共同作成の場合、他署の管轄区域内の所在地の酒類小売販売場が含まれていないかどうか）

経営の改善の目標

経営の改善のために実施する措置の内容

経営の改善を実現するための期間

経営の改善の程度を示す指標

経営の改善を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

2 審査にあたっての確認事項**(1) 経営の改善の目標**

経営の改善の程度を把握できるものとなっているか。

(2) 経営の改善のために実施する措置の内容

経営の改善の目標に向けて実施を予定している事業や項目に加えて、「誰と」「何を」「どうする」といった実施手順・実施方法が明確であり、実現可能性に欠けるものとなっていないか。

措置の内容が、経営の改善の目標や同目標の達成の程度を示す指標との関連において、実現可能性に欠けるものとなっていないか。

共同作成の場合にあっては、参加者全員が取り組める内容となっているかどうか確認する。

(3) 経営の改善を実現するための期間

経営の改善に向けて取り組む事業の内容に比べ、経営の改善を実現するための期間が明らかに短い、または長いものとなっていないか。

(4) 経営の改善の程度を示す指標

具体的な目標値の記載があるか。

実施する措置の内容等から判断して、実現可能性に欠けるものとなっていないか。

(5) 経営の改善を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施する事業の内容に比べ、資金の調達額が明らかに過大、又は過少となっていないか。

【特記事項】

（審査にあたって、酒類小売業者に確認した事項等、特に付記すべき事項を記載する。）

「緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況（中間公表）」等について

1 緊急調整地域の指定要件

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」（以下「緊急措置法」といいます。）及び同法施行令においては、税務署長は、次に掲げる 3 つの要件全てに該当する小売販売地域（原則として、市区町村を単位としています。）を緊急調整地域に指定することができ、緊急調整地域においては、原則として、酒類小売業免許の付与又は他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないこととされています。

【平成 16 年度における緊急調整地域の指定要件】

平成 12 年度から 15 年度までの間に酒類小売業免許の付与等が行われており、かつ、当該地域の平成 15 年度の平均小売販売数量を、平成 12 年度から 14 年度までの各年度の平均小売販売数量の平均値で除して得た割合が 100 分の 90 以下であること（供給過剰要件）

平成 15 年度の小売販売数量を平成 12 年度から 14 年度の各年度の小売販売数量の平均値で除して得た割合が 100 分の 90 以下である酒類小売販売場の数を、平成 16 年 3 月 31 日現在の酒類小売販売場の数で除して得た割合が 100 分の 50 超であること（酒類販売業継続困難要件）

平成 16 年 3 月 31 日現在における当該地域の酒類小売販売場の過半数について経営改善計画が提出されていること（経営改善計画提出要件）

2 中間公表について

税務署では、管轄区域内の小売販売地域について、「酒類の販売数量等報告書」及び「経営の改善のための計画」等（以下「報告・計画等」といいます。）に基づいて、上記の 3 つの要件全てに該当するか否かを判定し、平成 16 年 8 月 27 日に「緊急調整地域の指定の公告」を行うこととしています。

今回の「中間公表」は、緊急調整地域の指定に先立って、積極的な情報提供を行うことにより、当該指定手続の透明性・公平性を確保することを目的として、平成 16 年 7 月 23 日までに提出された報告・計画等に基づいて行った途中集計の状況を別表に取りまとめ、公表するものです。（別表に掲げる各種計数については、今後、報告・計画等の提出状況により変動のあり得るものであり、緊急調整地域の指定・非指定を確定するものではありません。）

3 市町村長の意見聴取について

緊急措置法では、緊急調整地域を指定する場合には、関係市町村長（特別区の区長を含む。）の意見を聴かなければならないこととされています。

このため、税務署では、上記の「供給過剰要件」及び「酒類販売業継続困難要件」の 2 つの要件のいずれにも該当する可能性がある小売販売地域の関係市町村長の緊急調整地域の指定に対する意見を、平成 16 年 8 月 6 日から 20 日までの間に聴取することとしています。

本件についての問い合わせ先
税務署 酒類指導官
電話番号
(内線)

緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況について(中間公表)・別表

税務署

小 売 販 売 地 域 名	供 給 過 剩 要 件				酒 類 販 売 業 継 続 困 難 要 件			経 営 改 善 計 画 提 出 要 件		
	平成12年度から15年度までの間における免許の付与等の件数	平成12年度から14年度の各年度の平均小売販売数量の平均値	平成15年度の平均小売販売数量	割 合 (/)	平成15年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場数	平成15年度の小売販売数量を平成12年度から14年度の各年度の小売販売数量を合算したものの3分の1に相当する数量で除して得た割合が100分の90以下である酒類小売販売場数	割 合 (/)	基準年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場数(平成16年4月1日から同年8月20日までの間に酒類小売業免許が取り消され、若しくは消滅した酒類小売販売場等を除く)	経営改善計画を提出している酒類小売販売場数	割 合 (/)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										

(注)
 1 各種計数や「割合」等については、あくまで、平成16年7月23日までに提出された「酒類の販売数量等報告書」及び「経営の改善のための計画」に基づいて行った途中集計の状況を取りまとめたものであり、今後、平成16年8月27日に予定している「緊急調整地域の指定の公告」までに変動があり得ます。
 2 欄「左の内、経営改善計画を提出している酒類小売販売場数」には、当該計画について審査中あるいは補正を指示しているものを含まず。

平成 16 年 8 月 5 日
国 税 局**国税局管内の小売販売地域の
緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況（中間公表）等について**

1 緊急調整地域の指定要件

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」（以下「緊急措置法」といいます。）及び同法施行令においては、税務署長は、次に掲げる 3 つの要件全てに該当する小売販売地域（原則として、市区町村を単位としています。）を緊急調整地域に指定することができ、緊急調整地域においては、原則として、酒類小売業免許の付与又は他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないこととされています。

【平成 16 年度における緊急調整地域の指定要件】

平成 12 年度から 15 年度までの間に酒類小売業免許の付与等が行われており、かつ、当該地域の平成 15 年度の平均小売販売数量を、平成 12 年度から 14 年度までの各年度の平均小売販売数量の平均値で除して得た割合が 100 分の 90 以下であること（供給過剰要件）

平成 15 年度の小売販売数量を平成 12 年度から 14 年度の各年度の小売販売数量の平均値で除して得た割合が 100 分の 90 以下である酒類小売販売場の数を、平成 16 年 3 月 31 日現在の酒類小売販売場の数で除して得た割合が 100 分の 50 超であること（酒類販売業継続困難要件）

平成 16 年 3 月 31 日現在における当該地域の酒類小売販売場の過半数について経営改善計画が提出されていること（経営改善計画提出要件）

2 中間公表について

各税務署では、管轄区域内の小売販売地域について、「酒類の販売数量等報告書」及び「経営の改善のための計画」等（以下「報告・計画等」といいます。）に基づいて、上記の 3 つの要件全てに該当するか否かを判定し、平成 16 年 8 月 27 日に「緊急調整地域の指定の公告」を行うこととしています。

また、各税務署では、緊急調整地域の指定に先立って、積極的な情報提供を行うことにより、当該指定手続の透明性・公平性を確保することを目的として、平成 16 年 7 月 23 日までに提出された報告・計画等に基づいて行った途中集計の状況を、「緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況（中間公表）等について」に取りまとめ、8 月 5 日に公表しています。

今回の「国税局管内の小売販売地域の緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況（中間公表）等について」は、当該指定手続の透明性・公平性の一層の確保に資するほか、申請者利便の確保等を目的として、国税局管内各税務署の管轄区域に属する小売販売地域の集計状況を一覧に取りまとめ、国税局ホームページに掲載したものです。（別表に掲げる各種計数については、今後、報告・計画等の提出状況により変動のあり得るものであり、緊急調整地域の指定・非指定を確定するものではありません。）

本件についての問い合わせ先
国税局酒税課 係
電話番号
(内線)

管内の小売販売地域の緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況について(中間公表)・別表

国税局

税務署名	小 売 販 売 地 域 名	供 給 過 剩 要 件				酒 類 販 売 業 継 続 困 難 要 件			経 営 改 善 計 画 提 出 要 件		
		平成12年度から15年度までの間における免許の付与等の件数	平成12年度から14年度の各年度の平均小売販売数量の平均値	平成15年度の平均小売販売数量	割 合 (/)	平成15年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場数	平成15年度の小売販売数量を平成12年度から14年度の各年度の小売販売数量を合算したものの3分の1に相当する数量で除して得た割合が100分の90以下である酒類小売販売場数	割 合 (/)	基準年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場数(平成16年4月1日から同年8月20日までの間に酒類小売業免許が取り消され、若しくは消滅した酒類小売販売場等を除く)	経営改善計画を提出している酒類小売販売場数	割 合 (/)

(注)
 1 各種計数や「割合」等については、あくまで、平成16年7月23日までに提出された「酒類の販売数量等報告書」及び「経営の改善のための計画」に基づいて行った途中集計の状況を取りまとめたものであり、今後、平成16年8月27日に予定している「緊急調整地域の指定の公告」までに変動があり得ます。
 2 欄「左の内、経営改善計画を提出している酒類小売販売場数」には、当該計画について審査中あるいは補正を指示しているものを含まず。

第 号
平成 年 月 日

市区町村長 殿

税務署長

緊急調整地域の指定に対する意見聴取について

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（以下「法」といいます。）第3条第4項の規定に基づき、下記の地域を酒類小売業免許の付与及び酒類小売販売場の他の市区町村等からの移転が制限される「緊急調整地域」に指定することについて、貴殿の意見をお聴きしますので、平成16年8月20日までに、別紙様式により意見を提出願います。

なお、期限までに意見の提出がない場合には、特段の御意見がないものとして取り扱います。

記

(1) 緊急調整地域に指定する区域

市全域

又は

市内の 税務署の管轄区域に属する以下の区域

町全域、 町 丁目から 丁目、・・・

(2) 緊急調整地域の指定の有効期間

平成16年9月1日 ~ 平成17年8月31日

(注)

- 1 税務署長は、「当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場のうち酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合」(法第3条第1項第1号)に該当し、かつ、「当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、経営改善計画が提出されていること」(法第3条第1項第2号)に該当する地域を緊急調整地域に指定することができることとされていますが、(1)の区域は、今後、販売数量等報告書や経営改善計画の提出状況等により、緊急調整地域の指定要件を満たす可能性のある地域です。
- 2 当該地域を緊急調整地域に指定した場合には、税務署長は、原則として、一般酒類小売業免許の付与、及び他の市区町村（小売販売地域）からの移転の許可を行わないこととなります。

平成 年 月 日

税務署長 殿

市区町村長

緊急調整地域の指定に対する意見について

平成 年 月 日付第 号「緊急調整地域の指定に対する意見聴取について」により意見を求められた下記の地域を「緊急調整地域」に指定することについての意見は次のとおりです。

記

- (1) 緊急調整地域に指定する区域

市全域

又は

市内の 税務署の管轄区域に属する以下の区域
町全域、 町 丁目から 丁目、・・・

- (2) 緊急調整地域の指定の有効期間

平成 16 年 9 月 1 日 ~ 平成 17 年 8 月 31 日

市区町村長の意見	
特段の意見はありません。	
その他	
()	

緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計・判定結果について

税務署

小売販売地域名	供給過剰要件					酒類販売業継続困難要件				経営改善計画提出要件				緊急調整地域として指定する地域
	平成12年度から15年度までの間における免許の付与等の件数	平成12年度から14年度の各年度の平均小売販売数量の平均値	平成15年度の平均小売販売数量	割合(/)	判定	平成15年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場数	平成15年度の小売販売数量を平成12年度から14年度の各年度の小売販売数量を合算したものの3分の1に相当する数量で除して得た割合が100分の90以下である酒類小売販売場数	割合(/)	判定	基準年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場数(平成16年4月1日から同年8月20日までの間に酒類小売業免許が取り消され、若しくは消滅した酒類小売販売場等を除く)	経営改善計画を提出している酒類小売販売場数	割合(/)	判定	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														

(注) 1 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(以下「緊急措置法」といいます。)及び同法施行令においては、税務署長は、次に掲げる3つの要件全てに該当する小売販売地域(原則として、市区町村を単位としています。)を緊急調整地域に指定することができ、緊急調整地域においては、原則として、酒類小売業免許の付与又は他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないこととされています。

【平成16年度における緊急調整地域の指定要件】

平成12年度から15年度までの間に酒類小売業免許の付与等が行われており、かつ、当該地域の平成15年度の平均小売販売数量を、平成12年度から14年度までの各年度の平均小売販売数量の平均値で除して得た割合が100分の90以下であること(供給過剰要件)

平成15年度の酒類小売販売場数を平成12年度から14年度の各年度の酒類小売販売場数の平均値で除して得た割合が100分の90以下である酒類小売販売場の数を、平成16年3月31日現在の酒類小売販売場の数で除して得た割合が100分の50超であること(酒類販売業継続困難要件)

平成16年3月31日現在における当該地域の酒類小売販売場の過半数について経営改善計画が提出されていること(経営改善計画提出要件)

- 2 緊急調整地域において、酒類小売業免許又は他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可の申請があった場合には、免許を付与できない旨を書面で通知(拒否処分)します。申請時点では緊急調整地域に該当していなくても審査終了時までの間に緊急調整地域に指定された場合には免許を付与できない旨を書面で通知(拒否処分)します。
- 3 緊急調整地域においては、平成16年免許年度(平成16年9月1日から平成17年8月31日まで)の一般酒類小売業免許の審査順位決定のための公開抽選は行いません。

緊急調整地域の指定の公告

公告第 号

平成 年 月 日

税務署長

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（平成 15 年法律第 34 号）第 3 条第 5 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項に規定する緊急調整地域について下記のとおり公告する。

記

- 1 緊急調整地域に指定する区域
- 2 緊急調整地域の指定の有効期間

CC1-5101-4

平成16免許年度一般酒類小売業免許の抽選実施日及び緊急調整地域の指定の状況について

____国税局(所)管内の各税務署が公告した小売販売地域別の平成__免許年度(平成__年__月__日から平成__年__月__日まで)の一般酒類小売業免許の審査順位決定のための公開抽選の実施日及び緊急調整地域の指定の状況は、次表のとおりです。
一般酒類小売業免許の抽選対象申請期間は、平成__年__月__日から__月__日までの間です。
なお、小売販売地域が緊急調整地域に指定されている場合(表示)は、公開抽選は行いません。

国税局(所)						
順号	都道府県名	税務署名	小 売 販 売 地 域	抽選実施日	緊急調整地域	お問い合わせ先

一般酒類小売業免許の申請等につきましては、申請販売場の酒類指導官(又は法人課税部門(酒税担当))にお問い合わせください。
なお、国税庁ホームページ(URL <http://www.nta.go.jp>)では、「一般酒類小売業免許申請の手引」がご覧いただけますので、参照ください。

CC1-5101-5

平成16免許年度一般酒類小売業免許の申請状況等について

平成 免許年度の公開抽選対象一般酒類小売業免許の申請書等の受付は、平成__年__月__日に開始され、__月__日で締め切られました。国税局(所)管内の各税務署における小売販売地域別の申請状況等については、次表のとおりです。
 なお、申請件数は、平成__免許年度において、緊急調整地域に指定されていない小売販売地域に平成__年__月__日まで申請のあった件数です。

国税局(所)

順 号	都道府県名	税務署名	小 売 販 売 地 域	申請件数	緊急調整地域	お問い合わせ先

(注)
 1 小売販売地域名については、簡記している場合があります。
 2 緊急調整地域に指定されている小売販売地域は、 表示しています。
 3 一般酒類小売業免許の概要についてお知りになりたい場合には、国税庁ホームページ(URL http://www.nta.go.jp)の「一般酒類小売業免許について」をご覧ください。
 4 ご不明な点がございましたら、各税務署酒類指導官(又は法人課税部門(酒税担当))にお問い合わせください。